

# 平成27年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月18日（金曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 2 号	T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の採択を求める請願書（請願審査報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第9号	T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書
日程第 5	選 挙 第 7 号	豊頃町選挙管理委員の選挙
日程第 6	選 挙 第 8 号	豊頃町選挙管理委員補充員の選挙
日程第 7		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会、総務文教常任委員会）
日程第 8		会期中の閉会

## ◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮口孝君
副 町 長	石田貢君
教 育 長	菅原裕一君
農 業 委 員 会 長	竹下昌徳君
代 表 監 査 委 員	山口浩司君
総 務 課 長	和田宏樹君

企 画 課 長	柄 崎 明 久 君
住 民 課 長	矢 野 利 治 君
福 祉 課 長	岩 城 光 洋 君
産 業 課 長	山 本 芳 博 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	富 田 秀 樹 君
子 育 て 支 援 所 長	瀬 尾 光 男 君
消 防 署 長	佐 藤 則 仁 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 井 伸 夫 君
事 務 局 次 長	中 川 直 幸 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大崎英樹議員及び8番大谷友則議員を指名します。

◎ 請願第2号

- 藤田議長 日程第2 請願第2号TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の採択を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

- 相澤産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。請願第2号。

2、付託年月日。平成27年12月15日。

3、件名。TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の採択を求める請願書。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。政府に対し、国会における承認手続に入る前に交渉過程を含めた情報公開と、TPP「合意」内容の全容とその影響について国民各層に対する説明責任を果たすこと。また、国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について徹底した検証を行うことなどを強く要望することは、本町の農林水産業の持続的発展並びに地域経済に大きな影響を与えらると思慮されることから願意妥当としたものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 一般質問

●藤田議長 日程第3 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番、岩井明議員。

●5番岩井明議員 初めに、T P Pに関する対応について質問させていただきます。

国は、T P P交渉で大筋合意を最優先し、要求されるままに農業を初め経済や国民生活を害する多くの情報を重ねているわけです。

米では無関税輸入枠の新設、麦では輸入差益の圧縮による事実上の関税削減をしております。また、牛や豚肉では関税の削減、乳製品でも関税の撤廃や低関税枠の新設、砂糖でも一部の関税を撤廃したことは皆さんもご承知のことだと思います。どれも国内生産を犠牲にして農産物重要5品目の輸入を拡大するもので、私は、当町におきましても多大な影響が及ぶと認識しているところであります。

つけ加えますれば、自動車でも原産地規制で完全優遇の条件となるT P P域内部品調達率を引き上げる、このような不利な扱いにも甘んじているわけです。このような進捗状況で10月には閣僚会合が大筋な合意を発表いたしました。

私は、12月2日付のこの十勝毎日新聞社、簡単にメールに書いてありましたので、これを引用させていただきますけれども、その後J Aの道中央会の富田会長は、1日の定例会見でT P Pの大筋合意を受け、これまでグループの全体で推進してきた交渉参加反対運動を止めることを明らかにしております。

各J Aでは、垂れ幕や看板を掲げ、T P P反対を訴えてきたほか職員はバッジをつ

けて参加に反対の意志を示してまいりました。富田会長は政府が示したT P P 関連政策大綱を一定程度評価する見解を示しており、今後は、大綱を踏まえた予算が生産現場に生かされることを求めていくとの方向性を示しましたが、本町といたしましては、現在に至るまでT P P 参加交渉には反対の姿勢だったと私は認識しているところであります。そこで、J A 道と中央会会長の見解などを踏まえまして、本町としての今後の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

T P P につきましては、私は今日においても、この協定の締結については基本的に反対であります。ご案内のとおり、去る10月5日にT P P 協定交渉参加国の閣僚会議で交渉の大筋が合意されたところであります。政府においても交渉結果及び影響試算について、今全国各地でその説明を開催されているところでございます。

大筋合意の内容を見ますと、議員が申し上げますとおり農林水産品目においては、懸念したとおり過去に類の見ない関税の撤廃、低関税輸入枠、関税削減など国内食料安全保障にも大きな影響を及ぼすものと改めて危惧しているところでございます。本町の基幹産業への不安を払拭できない状況下にあるわけでありまして。

しかし、行政報告でも申し上げましたとおり、先月25日に取りまとめられました総合的なT P P 関連政策大綱において、特に農林水産分野における今後の国内対策が示され、それによりますと、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組み、経営安定等安定供給体制の整備を図るとともに、攻めの農林水産業への転換への体質強化対策を政府の責任において着実に進めることが決定されているわけでありまして。

今、一自治体で対策を講ずることは到底困難なことは明らかであります。本町といたしましては、今後も政府が策定した政策大綱に基づき制度設計や、その充実、そして予算措置を関係機関と十分協議をし、強くこれからも国に要望を求めていき、その確実な実効性をさらに求めていく考えでありますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、町長が攻めの農業とおっしゃられましたけれども、果たして、今のこの状況を大国というか非常に大きな農業生産をやっている他の国に対しまして、攻めの農業という形が果たしてできるかどうか、非常に私は危惧するところであります。その点、国の大綱に従うというふうな形で今発表されましたけれども、この攻めの農業が果たして今後できるかどうか、そのような観点で町長としての比較したその国で言われる攻めの農業、それがどういうものなのか、わかり知る状況で説明し

ていただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、T P Pの農産物の数でも約2,000近い数の内容で、将来どうなるか全く私どももオープンにされていないのが現状で、非常に厳しい状況下におかれております。しかし、私の十勝の農業は、御承知のとおり関連作物等々で非常に大型化がされておりますから、これからいろいろな意味で諸外国に対応できるような政策が打ち出されると私は期待しております。それによって本町の農業もしっかりとやはり財政支援なり、また制度要求に向かっていかなければならないというふうに思っております。

ただ、今、そういったオープンにしてない、小出しにされている関係上なかなかその手の内は見えませんが、先ほども申し上げました大型の農業が生き残れるのには、やはり前向きで積極的な農業施策が必要だというふうに考えております。具体的に申し上げることはできませんけれども、今後政府の動向を見て、十分各関係機関と協議をしていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 T P P問題に関しましては、新聞・マスコミ等でも言われておりますけれども、ほとんどが知られないままの秘密交渉で譲歩した大筋合意のこの全容を、これは国民も私どもも知られていない部分が数多くあるわけですね。そして、条文や交渉経過の全容を公開して、徹底した国民的な議論に委ねてこういう町村の農業従事者関係にも知られるように今後とも町として求めていかなければならないと、そのように考えておりますが、その点をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、十勝の町村会、さらには農業団体等も十分協議しながら厳しく強く求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 T P P交渉というのは、農業問題だけではなく他方面にわたるわけですね。今後ともこのT P P問題に関する適切な対応をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

今、マイナンバーにつきましてお伺いいたしますけれども、このマイナンバーというのは日本国内に住民登録している人全員に12桁の番号を割り振って、国が情報を一元化するマイナンバー、中身はもう社会保障、税番号と、今のところは私認識しているところですが、これが施行されて10月の末から住民に番号を実施するカード郵送が始まっております。全国的には配達の間違いなどの事故が相次ぐ一方、

住民が希望していないのに自治体がマイナンバーを住民票に記載したりするなど、このようなミスも起きております。

厳重管理が必要な個人のプライバシーを扱う仕組みに指導した途端に、トラブル続きでは私は来年の1月からの本格運用に突き進むのは余りにも危険だと、このような認識を持っております。そこでお伺いいたしますけれども、国はカードの取得件数を増やすために便利性を宣伝しておりますが、普及率は進展しないと、このように私伺っております。

また、マイナンバーの通知カードを受け取る方が、何らかの事情で住所を明らかにされない方もいると聞きますが、本町におきましての受取人不在等で、返還された現在までの件数及び個人カードの作成件数をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本年10月5日に番号法が施行されたのが御承知のとおりでございます。全国で住民票を有する方にマイナンバーの通知カードが発送されました。本町におきましても、去る10月30日から4日間にわたり簡易書留郵便で世帯ごとに通知カードの配達を実施されたところでございます。本町における通知カードの返還状況であります。配達対象となった1,511世帯中、郵便局からの返還されたものは154通で、約10%を超える数字となっております。その内訳は、宛所のないものが24通、不在による郵便局での保管期限が経過したものが128通、受取拒否が2通となっております。

なお、これら返還分については役場窓口での受け渡しになりますが、町から再度対象者に通知するなどして、受け渡しを現在進めているところであります。12月の最近の数字ですけれども、未公布として保管されているものは現在47通となっております。また、個人番号カードの作成件数ですが、このカードの交付申請は本人から町を経由しない直接カードと作成委託業者が送付されるため、申請の件数を把握することは本町ではわかりません。

なお、申請者へのカードの交付は来年1月から開始されるわけですが、こちらについても役場の窓口で行うため、交付段階では制作者の把握は可能になるものと考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 適切な回答をありがとうございます。

次に、介護施設との対応として、国の詳細なこのルールが得られないままですけれども、介護施設等に住民票を移した高齢者や認知症で判断能力が低下し、自身でマイナンバーを管理することが困難な方へ、なかなか回答は難しいと思っておりますけれども、

現時点での対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、後見人あるいは家族がある方は、そちらのほうに連絡して対応をしておりますが、本人のみで後見人も家族もいない方については、当該の施設に事務管理として封筒を開封することなく、そのまま厳重に保管されているのが現在そのような状況になっております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 他の自治体も考慮して調べてみましたが、どこもそのような形で対応をされているということで、それ以上の対応は困難かなと私も思いますので、そのように了承したいと思います。

次に、率直にお聞きいたしますけれども、マイナンバーの事業につきまして個人情報流出の危惧がありますけれども、本町においてセキュリティー対策が適切に行われているのか、その内容につきましてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 町で管理するマイナンバーの取り扱いにつきましては、国が示したガイドラインに大枠が定められており、これに準拠した形でネットワークシステムの改修を終えております。

具体的には、漏洩を防ぐ対策として、外部との情報連携に行政専用のネットワークであるLG1回線を用いることとし、一般のインターネットから回線を遮断するなど技術的な安全対策を講じた上で運営を行っております。

また、マイナンバーは他の個人情報よりも秘匿性が高い情報として管理する必要があることから、マイナンバーを取り扱うことのできる係の職員の権限は最低限必要な範囲に付与し、限定した運用とするなど適切なシステム設置を運営の徹底に図っているところでございます。町といたしましては、マイナンバーの制度の運用において、引き続き国と連携しながら一層のセキュリティーに対応し、取り組んでいく所存でございます。

なお、マイナンバーの取り扱う職員については、公務員としてのモラル・守秘義務を十分徹底して、その教育にもしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 マイナンバーのこの目的というのは、私の聞き入るところでは、当面は社会保障、そして税金、災害対策などこのように伺っております。個人番号の



情報は業務用、そして、一般用パソコンと切り離し専用の機器を使用すると、これは今、町長がおっしゃられたとおり私も認識するところであります。

ただ、仮に、この切り離して使ったところで、またその内容的にパスワードを使ったにしても、業務部署が変われば全ての方が仕分けすることになるのではないかと、こういうぐあいに危惧するところであります。まして、このパソコンの危機管理の中で必要としない業務部署の情報は、ブロックをかけて情報開示ができなくなるようにする管理もできると。情報を管理することができなくなるような管理もできると、このようにも伺っておりますけれども、複雑な管理の対応になればなるほど、個人番号そのものが、だら漏れになってしまうのではないかという危険があります。対応には、決して万全とのこの文言はあり得ないと、このように認識を持っているところであります。

町長は、今、おっしゃられたが、職員の対応にもしっかりと教育などをしてしていると、このような形が言われてしまえば、それでこの内容的な情報漏れに関する問題では、これ以上の質問には至るわけにはいかなくなってしまうのですね。それで、いろいろなほかの情報でも年金問題でも簡単などころでも漏れているわけですから、これだけ複雑になってきてしまうと、ましてや機器が二とおり三とおりとなってきましたと、漏れることは本当にあり得ないということはできないと、こういうように考えているところであります。

これからも職員の教育と、そしてこの番号に対する危機管理、それだけは万全にお願いしたいと、このように申し上げておいて質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 パソコンにつきましても、このたび専用の19台を予算で計上して、その専用のパソコンについては業務以外、今言ったマイナンバー以外には使用できない、また、その取り扱う職員についても限定されておりますので、最大限安全には努力をしていく考えであります。ただ、物事には全て完璧、完全というものは私はあり得ないと思います。そういう点では、番号がつくことによって行政事務の簡素化が、また便利性が図られると。

一方では、非常に危険にさらされる面もごもつともだと思えます。今後とも町におきましては、最大限そういったものに気配りをしながら業務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 通告順2、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 緊急農地盤整備事業についてお尋ねをしたいと思います。

現在、町の緊急農地盤整備事業の対象面積は、1件について、1ヘクタールまでとなっておりますが、複数の農家で構成されている広大な農地を有する農業法人についても、1戸と見なされているため、状況に応じて対象面積を拡大する考えはいか、例えば、4戸で設立した法人であれば4ヘクタール、5戸で設立した法人であれば5ヘクタールとかにならないのか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

緊急農地盤整備事業につきましては、さきの定例会においても答弁をしたところでございます。

ご承知のとおり本事業は、本町の地理的条件から考え、湿害に強い土地盤整備に重要性を鑑み、道営事業や公社営の事業などで土地盤整備事業を補完する小規模暗渠整備として平成23年度から、緊急的に必要とする農地を対象に当初3年間の事業で進めてまいりましたが、農業団体等からの要望もあり当面継続的に事業に取り組んでいるのが現状でございます。

この事業につきましては、町と農業協同組合それぞれ25パーセント、受益者が50パーセントの負担として、お互いに協調をしながら土地盤整備を進め、生産性の回復や維持向上を図ることを目的としておりまして、その効果が顕著にあらわれているところでございます。

町の考え方といたしましては、現在も地区ごとに計画的に進めております道営事業により、完成度及び施工効果の高い土地盤整備を積極的に取り組むことが通常かなというふうに思っております。各地区で計画樹立の際には、受益者農地を有する方々と事業規模の取りまとめを行い、また実施地区については道と協議の上、追加事業も行っているところでございます。

ご質問の内容については十分理解はできますが、緊急農地整備事業はあくまでも緊急かつ補完的な小規模暗渠事業である点に、ご理解をいただきたいと思っております。

ただいま申し上げましたように、受益者の経営規模、経営形態にかかわらず土地盤整備事業にあつては、道営事業で長期的計画のもとに、これらを積極的に利用されたほうが好ましいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 この緊急基盤整備事業というのは、私も農家をやっているのですが、結局道営事業が来ない、大体一スパンが10年単位ぐらいで来ているもので、その間でやっぱり不都合が生じた場合において、やるのをこの町の事業でやりたいなと思っているところで、そういうところがやっぱり個人なら大体1町ぐらいの、

こことここが悪いということがわかるのですけれども、やっぱり法人やなんか組んでいるところでは面積がすごく多いもので、やっぱり1町ぐらいでは、あそこもここともとということにはその道営事業を待ってられないという状況があるので、そこら辺を何とか理解してほしいなということが思って、こういう問題を提起したわけですが、どうでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 細部については、私より担当課長のほうから説明させてよろしいでしょうか。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 土地基盤の関係で緊急暗渠ということで、先ほど町長からもご答弁申し上げたところですが、確かに道営事業の計画区域という部分でおきましては、全町に全て網がかかっているわけですが、少なくとも現在5地区で道営事業を進めております。さらには、今後幌岡地区ですとか、次年度に向けての道との協議の中で網かけ地区の拡大を図っている状況にありまして、ここ5、6年の間には暗渠事業全体、豊頃町農地含めまして2順目に入るような事業展開を計画的に進めているところでございます。

何とか暗渠の未実施のところにおきましては、この計画の中に十分農家各位のご利用・活用が積極的に進められるように、私たちも積極的に農家さんへの聞き取り等を進めているところでありまして、あくまでも今回の緊急暗渠については本当にその流れの中であって、小規模な暗渠ということで農協さんとも協議の上で進めているところでありまして、なかなか面積を拡大するというようなことになると、全体事業道営事業本体の事業への影響といいますか、実施の考え方に道との協議の中では、不都合が生じることになりかねないことも前提としてあるものですから、現在進めている内容の中で何とかご理解をいただきたいというふうに重ねてご理解を願いたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

スプレー缶の処理についてですけれども、最近、空になったスプレー缶処理のため穴を空ける際に火災事故などが発生する事案が増えていることから、穴を空けずに回収する自治体も一部出てきており、テレビ放送を見て、我が町豊頃町も同じように回収をしてくれると勘違いする方もいるのではないかと思います。回収の方法や安全に穴を空ける方法の指導をもう少し徹底すべきだと思いますが、町の考え方を伺いたい

と思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、私の町ではスプレー缶やカセットコンロ用のガスボンベ等の回収は、現在1週間に1回資源ごみとして行っておりまして、その際には必ず穴を開けてガスを抜いていただき、中身の見える袋に入れてゴミステーションに排出するようお願いをしているところでございます。

その後、集めたものについては十勝環境複合事務組合が委託する十勝リサイクルプラザに運ばれ、穴の空いている状態で圧縮されて、次のリサイクルのほうに回っているわけでありまして。

今後の考え方としては、やはりこれまで同様、缶を出す方については責任を持って穴を空けていただいて、必ず穴を空ける場合については外で、そして換気のよい場所などを選んで穴を空けていただけるように、万が一事故が起きた場合大変ですので、そういったことも私どもが広報によって周知をしているところでございます。

仮に、私の町だけが穴を仮に空けないで出す場合については、少なくとも十勝全体の参加している複合事務組合にやっぱり理解を求める。そして、ここでは、もしそういった形で専門的に穴を空けるといのは膨大な数になる、選別をしなければならない。さらに、今度は各町村への負担金ももちろん多くなってくるわけなのです。そういったことから、やはりごみを出す場合については自己責任で、できるだけ自分のできることは自分で分別して穴を空ける。そうすることによって、この十勝リサイクルプラザに負担するお金も少なくなるような形になります。もし、1町村だけそういうことをしても総体的にごみを集めますから、これはなかなか意味が通らないので、やるとしたら全体でやりますけれども、もしできるとしたら、先ほど私が申し上げましたとおり非常に負担金がかかります。できるだけごみには負担をかけないようにして、自ら努力をして協力していただければというふうに思っております。

今後も、こういうものについては個人の責任において、やっぱり穴を空けて、先ほど申し上げましたとおり経費節減にご協力をお願いすることになると思います。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 私が言ったのは、穴を空けないで回収すれと言ったわけではなくて、穴を空けなく回収する自治体もいるので、テレビ放送やなんかでそれを見て勘違いを起す人がいるもので、そういう広報か何かを通じて、豊頃も穴を空けて回収しますので、勘違いしないでくださいということを、広報か何かで知らせたほうがいいのではないですかということを言っているのです。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変失礼しました。了解いたしました。広報等で安全確認のためにも、私の町は穴を空けて出すように、町民に協力するよう広報で通知いたします。よろしくをお願いいたします。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 以上で、私の質問は終わらせていただきます。

●藤田議長 通告順3、7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 通告いたしました質問については2項目でございます。

まず、最初に、9月の議会にも質問させていただきました地方創生に対する総合戦略について。この件については、非常に町としましても、全町的な取り組みとして創生会議、宮口町長を本部長にして34名のメンバーで推進してきているわけでありませう。議会と、あるいは町民パブリックコメント等を合わせてようやく骨格的なものができ上がったのではないかなど、このように解釈しているわけでありませう。

その中における、数回の創生会議開催の中における項目が相当内容がございます。過日15日にその説明も担当課からあったわけでありませう。この中における内容をいろいろと拝読し、また、分析しますと、本町における第4次総合計画にもものった内容というのは、過去に何年も何十年も触れてきているものだなというふうにとらえております。

そういう意味合いから、今回のこのまとめてきた素案の中で特出すべき内容というのを集約すると、どの点が重要なのかというところをまとめてみたら、どういう状況と内容と今後の方向づけと実現に向かったの計画性、それに対する実現可能性、こういうものがございましたらご答弁いただきたいと、ご説明いただきたいというのが第1点であります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

質問の1番の(1)と(2)が非常に同じようなタイトルですので、あわせて今までの経過等を申し上げます。

豊頃町まち・ひと・しごとの創生人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たりましては本年の8月に、まち・ひと・しごと創生会議を設置いたしまして、これまで3回の会議を経て、今年中に策定・公表することとして作業を現在進めております。その中で、住民意見を総合戦略に反映するために11月下旬から12月上旬にかけてパブリックコメントを実施したところでございませう。

これらパブリックコメント等については、いただいたご意見等に対して、町としての考え方をまとめ、今月14日に第3回創生会議を開催し、15日に議会全員協議会の場で御説明を申し上げたところでございませう。

ご質問ございます創生会議に出された意見等につきましては、検討状況としてパブリックコメントをまとめ、適宜総合戦略に反映しているところでございます。この中で、特に多かったのが雇用創出についてのご意見でございました。本町の総合戦略におきましても、本町の強みである第1次産業を生かし、雇用を生み出す2次産業、3次産業につながる、いわゆる6次産業化について取り組みを進めるため、関係団体と協議会を設置し、全員一丸となって対応する体制整備を行うことを、重点プロジェクトとして掲載しております。今後は、具体的な取り組みがまとまり次第、総合戦略に掲載していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、私の町は非常に過疎化が進み、何としても人口の減少に歯どめをかけなければならない。それには何と言っても、やはり環境整備、それともう一つ雇用促進にも力を入れなければならないというふうに思っております。ただ、雇用促進の場合についても、それなりの町の形態が整わなければなかなか雇用促進にもつながらない、仕事が見つからないというのが現状でございます。今後においても、これらの組織とともに明年度の予算づけにも十分配慮しながら、実現に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 説明いただきました中で、集約されてきているなというふうに思う内容が感じます。それは、確かに総合戦略のボリュームある内容から見かけますと、本町における最大の先ほど冒頭申し上げました第4次総合計画、これは同じような文言が必ず出ていたわけであります。

その一つは、今、町長がご答弁いただきました働く場所のためには、これは今は雇用創出というのは、もうオーソドックスな標語になっています。雇用を生み出すと、つくり出すと、それともう一つは本町における、どこの町もそうなのですが、6次産業というこの二つが非常にクローズアップされているのです。

雇用の場を創出するということは、働く場所をどう確保するか、どうそこに定着させるかということでしょう。働く場所がなければ、これは連動して若い者も年寄りも健康体の町民は働く機会がありませんから、結果的には、そこのところにしわ寄せというか、集約しますと町の全体の人口を増やすや、あるいは減少をとめるというのはそこしかないのだという、私はとらえております。

したがって、この総合戦略の最も重要なところは我が町、当然これは皆さん国民が認識しているのは将来人口が減ります。減りますと言ってもある自治体は10年、50年の計画で増えているところもあるのです、この十勝でもですね。これは特異ではないのです。住宅政策が非常に前もって立てられていたなというところや、あるい

は工業団地というものを企業誘致するための受け皿をつくっています。本町は工業団地というのがこの第4次総合計画にも文言は触れていますが、具体性がなかった。現在もありません。このまとめの中にも工業団地というのは出てこないのですね。これでは企業が豊頃という条件のそろったところに来たくても、その打診すらできない。ここに私は問題が包含されているなというところを感じます。それが一つ。

もし、そのような考えが今も理事者がおありであれば、遅くありません、私はそれらについての総合戦略に取り入れてもいいのではないかなど。今回、産・学・官・金・言・労です。この一体の創成メンバーの中から、それでは、その言のメディアの方は総体的に豊頃を見て何を提言されたのでしょうか。意見がありましたかということをお聞きしたい。それから、労は労働組合でしょう。労働組合側から何が要求意見として出てきたのか。金があります、これは金融界でしょう。特定されています。その方の創成委員からどのような意見が出たのかなということ、もしございましたらご説明いただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今回の総合戦略につきましては、今後5箇年の戦略であり、毎年度創成会議においての事業効果を検証することになっております。したがって、その計画を立てたものに全く実効性がなければ当然検証をして、見直しする場合また予算づけする場合があります。今後においても、町民アンケートの実施はもちろんですが、町民ワークショップを開催する計画もあり、幅広くまた意見を求める考えであります。総合計画の中で、誰が何を言ったかということについては公表は避けたいと思いますけれども、皆さん方それぞれの立場で意見を申し上げましたので、何々が一言も語らなかったというようなことには、私はならない。それぞれ町が提案した計画書に、それなりの意見をつけていただいたというふうに思っております。

ただ、工業団地等々の問題等も過去にはありましたけれども、現状として大変厳しいものを総合計画に上げるということになれば、なかなかこれは実効性が伴わないということになれば大変厳しい。それに対して努力も必要ですけれども、何と云っても、今仕事をする場所を確保する。しかし、仕事をする場所を確保する以前にその仕事を誘致するのに、町並みとしての環境整備が大切なわけであり、子供がいれば子供の教育問題もそうであり、お年寄りがいればお年寄りの問題、特に私の町はご存じのとおり非常に公共施設的なもの、学校、高校なんかございませんので、なかなかそういったものを誘致する段階では、必ず高校ありますか、病院ありますか、スーパーありますかというような文言が聞かれるわけであり、

今後、私どもはできるだけそういった環境を整備し、一町村ではかなうことができなければ、やはり広域で物事を判断していかなければならないというふうに思ってお

ります。今後、この問題については広くまたコメントを求めますので、そういった意味では一町民として、また議会議員としての適切なるご意見をいただければ、こういった問題に反映して努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 やはり本町における限定というか、やはり状況というのは虚偽だなという今の内容なのですね。ということは、工業団地を計画してもなかなかそこは難しいという、そして今回の雇用創出をどうするかという期待と希望は持ちながらも、これは試行錯誤をしなければいけないのだというところはわかるんですね。そして、今、町長は、受け入れるための企業のためには環境整備しますよと。これわかります。環境整備をするためには本当に環境整備をしなければいけないのです。企業が豊頃町を魅力ある町のために進出したいなというには環境の整備なのです。ところがご存じのように企業進出の要件というのは私なりにとらえているのです。なぜかと言うと、その1は、本当に豊頃町がこの業務分析をしたときに、ベストかどうかというところは企業が第一に考えます。その2としては、企業の生産性がここで上がるかということです。豊頃で上がりますかと。その3としては、企業の生産物の物流は大丈夫かと、物流です。これは交通アクセスも含めてです。いわゆる都市集中に対する十勝であれば帯広、北海道であれば札幌、日本であれば東京、大阪、これらについての交通アクセスはどういうふうにリスクがあるのでしょうかというのが、その3です。その4として、私は物流だと思えます。生産して6次産業を立ち上げて、それを物流でどこに持って行って、どこでそれを販売するかというのがその4ですと、私はとらえています。ですから、つくっても販売できますかということです。その5、最後です、企業が進出するためには通年稼働する就業者が確保できますか、必ず問われるのです。この要件がなかったら、企業は全く出ていきたいと、進出したいと、企業を誘致いたしますという制度をつくっても、その企業の確かに判断ですが、なかなか難しい。

幸いに豊頃には自然に恵まれた有効地があります。その有効地を第1次産業を通じて何をこの企業として求めるかという総合体が合致しなかったら企業は誘致になりません。それには時間がかかります。今日の明日は、企業誘致はなりません。今までの経過から私は4年かかっています。2年かかっています。少なくとも、この総合戦略は5カ年でやらなければいけないです。今日から始まっても来年、再来年、芽が出るかどうかというところのとらえ方を的確にしないと、我々はほえている描いた絵の餅です、と私は痛烈なことを言いますが、そんな感じをしますが、その辺の町長も民間でお務めになったことがあります。そういう感覚から見て、一言町長のお考えをお聞



きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変結構なご意見をいただきましてありがとうございました。ただ、今、総合戦略5年間ですけれども、今までの第4次総合計画と非常に重複する部分がありましたし、できるものからやろうということでもあります。問題は新年度に向けて、どれだけ財政的支援ができるかが問題であります。ただ、今、言われた工業団地から始まって物流の問題、大変結構なお話ですけれども我が町にとって本当に実現可能なものかどうか、これから、また十分検討しながら、そしてまた、議員各位におかれましても、そういった情報がありましたら遠慮なく状況を提供していただいて、ともに汗をかきながらまちづくりに頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 町長の強い前向きな考え方をいただきました。どうか、この総合戦略を5年間に実現するために企業は五つ、就業労働者は30人、これをオール豊頃で町長を先頭に進めるべきだと、私もこれについては微力ながら努力をしていきたいと、このように申し上げます。この件については、区切りとして第1項目は質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

開会から1時間ほど経っておりますので、ここで10分ばかり休憩をしたいと思うのですけれども、大崎議員、いかがですか。

大崎議員。

●7番大崎議員 私も望むところであります。

●藤田議長 それでは、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大崎英樹議員。

●7番大崎議員 それでは、第2項目に入らせていただきます。

合同墓地の設置についてということで、実は過去にも私のほうにいろいろとご相談に来ている町民がありました。私もこれは関心がありまして、将来このような過疎地、人口減、そして墓守をするには誰がするのかというところも個人的な事情もいろいろと感じておりました。そういう状況の中で、これは複数の方がそういうような同じ悩みを持っている町民がいらっしゃるしまして、今回どうしてもこの件については、

今年度のお盆の墓参りから状況を感じておりまして、役場のスタッフにもいろいろと資料等を参考にさせていただきました。

そういう中において、このなかなか宗教的な色彩というか色合いがあるものですから、これについては公のところ、これを取り上げていいのかどうなのかというところも、正直まだ整理がついておりません。しかし、いろいろと先進地を感じますと、大きなところでは隣の帯広市がもう既に始めております。それから、札幌、小樽、北見。町としては共和町が来年からそういうものについても、やはり町民の要望を受け入れて社会のこういう趨勢についての受けとめ方を、やはりしていくというような方針も出ているやに私もとらえております。

そんなところから極めてそういう合同墓地、合同塚とも言うらしいのですね、そういうところの施設を行政、公として設置できるかどうかというところも含めながら、理事者のお考えをお伺いしたいと、このように感じます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

近年、少子化や核家族の進展に伴い、墓地の承継や維持管理に不安を持たれている方や、また、何らかの理由でお墓を持たない方など、理由はさまざまでございますけれども、昨今、将来的にも安定した管理をお願いできる合同墓地が注目されております。ご承知のとおりですけれども。しかし、通常自治体が設置する場合については、こういった合同墓地は利用にかかわらず費用は安価ですが、複数の遺骨などを預かりますので、一度埋葬すると変更や元に戻すことはできないのも状況でございます。ただ、公営のために宗教的な行為の制限も伴うというふうに思っております。

道内におきましては、担当者の調査によりますと、札幌、小樽、北見市などが設置しております。今のご質問のとおり、帯広でも本年4月から供用開始で、これまでに約170体ほどの申し込みがあったと伺っております。

本町といたしましては、現在のところ合同墓地を設置する具体的な計画は持っておりませんが、今後、そういった社会情勢を十分鑑み、町民の皆さんの要望が高まれば当然そういった方向に検討をしていかなければならないというふうに思っております。

現在、身元のない方の供養の日というのがございます。これは1年に一度お盆に、宗教を問わずそれぞれのお寺さんの方が当番で来て、お参りをしているのが現状でございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 なかなか難しいのかなというところも一つあります。今、町長の説

明の中にも、本町では無縁仏も、これは町内の住職が当番で毎年供養等でいろいろ読経を修めていただいているということも、私は認識しております。

今、いろいろと言われているのは、墓地を建立するにはお金がかかるということが、今、希望者の最大の理由でした。それから、墓守をする後継者がいないというのが二つ目です。それは当然、今、ひとり暮らしですね。それから、永代経というこれはお経、これは仏教特別な用語なのでしょう、墓を継続してお守りするためには経費がかかる、その永代経の経済的余裕がないというのが三つ目の理由です。

そこで、これは日本の民族性というのですか、人間性というのは先祖代々を尊崇するというか、あるいは供養をするというのは当然の義務として考えてきたのが、なかなかこの近代社会になってからそういう理由等がありまして、難しいというのが実態のようです。これは皆さんご理解していると思いますが、その中で、一例を申し上げます。

皆さん、御存じかもしれません。私はそういうことで理解しておりましたが、女優の方で川島なおみさんという方が墓友というグループをつくったのです。この人は4・5箇月前に亡くなったそうですが、墓友を生前のときに友だちをつくったのだそうです。お墓をあなたも私も、三者もAさんも、Bさんもということで、そういう墓友という友だちです。墓地のフレンドです。こういうものをつくって私が亡くなったら、あなた今度見てください、あなたが亡くなったらCさん見てくださいという何かグループをつくったそうです。これが今、生きているのです、そういう動き方が。なるほどと私は感心をしました。そういう矢先に、今、町長も説明しておりましたが、今後、北海道でこの合同墓地として計画している町は北斗市です。来年、16年度にやります。岩見沢市が18年度からやります、開設予定です。

こういうようなことで、だんだん先ほど、実際やっている市町村のほかに輪が、現状をとらえて進んでいるのだなという状況を私は調べさせていただきました。そんなことがあります、でき得れば今後についての方向性を豊頃町のどこの場所でどうするかというのは、これはいろいろと検討をしなければいけないでしょうが、そういう方向性について考え方というのは町長いかがでしょうかというところをお聞きして、質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 実は、我々サラリーマンは後継者がおりませんので、当然お墓を守ることが苦痛になってくると思います。ただ、農業やら商売をやられている方は後継者がおりますから安心ですけれども、私も、できることならこの豊頃町の大地に永眠したいと思っておりますので、お墓を守る方がいなければ当然行政で何らかの形で、やっぱりお手伝いをするのが本意かなというふうに思っております。これから、また、担

当者と十分協議し、今言った、北斗市なら北斗市あたりにも勉強しに行きまして、やはり紆余曲折があると思います。そういった良い面悪い面を十分把握しながら、本町でもそういったものが必要とするような希望が高まれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 次に、通告順4、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 質問の前にちょっと議場が暑くて、上着を1枚脱がさせていただいてよろしいでしょうか。

●藤田議長 それを許します。

●2番小笠原議員 ありがとうございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 農業委員会法と農地法の改正のポイントについて質問をさせていただきます。

今年8月28日の参議院本会議において、改正農協法とあわせ改正農業委員会法と改正農地法が可決、成立いたしました。第1次産業主体の我が町にとっては大変重要なことであり、特に農業関係者にとっては何が注目すべきポイントであるのか、農業委員会の方にお聞きいたします。

●藤田議長 竹下農業委員会会長。

●竹下農業委員会会長 説明をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま小笠原議員から質問がありました農業委員会法と農地法改正についてのポイントということでございますので、説明をさせていただきます。

農協法、農業委員会法並びに農地法改正法案につきましては9月4日に実は公布されたわけでございます。平成28年の4月1日から施行されるということでございます。

農業委員会法の改正では、一つ目として、農業委員の選出が公選制を廃止して公募または推薦のあった中の方から、町長が議会の同意を得て選任をするという方向に変更になりました。農業委員の過半は認定農業者でなければならず、かつ農業に対して利害関係がない方を必ず委員として選任することが規定されております。公選法に準じた方法では、適格者を地域が責任を持って選出してきた経緯があるわけでありませけれども、改正後につきましては、同様に地域の代表者が堅持できる人選が可能なのかどうかというところを危惧されているところでございます。

二つ目としては、農地利用適正化推進員の選出ですけれども、改正法施行後に改選

がされた農業委員会から委嘱を受けて農業委員と連携をしながら、地域の農地利用関係を推進する責務を負うものであります。

推進委員につきましては、改正法施行令において委嘱しないことができるという規定がございます。本町を含め北海道では、多数が当該市町村として国の報告を付されております。規定を理解した上で、推進委員の委嘱については農業委員会で判断をしていくということになるというふうに考えております。

なお、改正法の経過措置としましては、施行日に在任する農業委員は任期満了の平成29年7月19日まで引き続き在任することになるわけでありまして、任期満了の翌日から新体制に移行するということになるわけでありまして、

次に、農地法の改正ですけれども、農業生産法人の名称を農地所有適格法人に変更して、法人役員の農業従事要件を役員の過半から1人以上に緩和。さらに法人の議決要件についても、農業関係者が占める議決権は構成員の総議決権の4分の3以上から2分の1以上に緩和され、法人が農地を所有した農業に参入しやすくなるよう改正がなされたところであります。養畜

農地法では、農地の全てを効率的に利用して、耕作は養畜の耕作者または養畜の事業を行うと認められない場合は、賃貸または所有する権利の取得を許可しないことになっており、農業委員会は法律を順守して、農地の適正利用を図れるよう指導に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま農業委員会会長より丁寧にご説明をいただきました。

このたびの農業委員会法と農地法の改正に至るには、今回の農業改革が農業政策上の大転換をする最後のチャンスであるとして、規制改革会議農業ワーキンググループが用意周到に練り上げ、法制化に至ったと私は思っております。

まず最初に、ただいまご説明をいただきました改正農業委員会法の中から質問をさせていただきます。

農業委員会法第8条第1項より、先ほどご説明がありましたけれども、農業委員の公選制は廃止し、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから市町村長が議会の同意を得て任命するものとする。恣意的な任命を避けるため、農家や農業団体などによる委員候補者の推薦や公募も受け付ける。委員の過半数は原則として認定農業者とし、議会や団体推薦の選出は廃止するという内容の文言であったかと思えます。

町長は、どのようにこのたびの改正農業委員会法について、また我が町においては、どのような人選で将来の我が町の農業委員を考えておられるのかお聞きいたしま

す。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきますけれども、この農業委員会の改正等については、ただいま会長が語る説明して、もうそのとおりですし、今、小笠原議員さんが、法律を読み上げた本当にそのとおりで、私としては、あくまでも今までの公選から町長が任命するということになりましたので、非常に責任の重大さを強く受けとめております。加えて、あくまでも議会の同意を得ることになっておりますので、その辺、私も責任は半分議会にあるかなと思っているところでございます。また、選ぶ条件については、先ほど言いました諸条件、半数以上が認定農業者だとか、さらには女性や青年を登用するようなことも書かれております。

いずれにいたしましても、これらの条件を踏まえながら、地域の農業者や農協、共済など、個人団体へ幅広く推薦・ご協力を求める考えでおります。これらのほかに自ら農業委員を希望する方があれば、公募をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長は公明正大な考えで将来の我が町の農業委員の人選を考えていることはよくわかりました。しかしながら、我が町の農業界の将来を憂得るとき、規模拡大に反して農家戸数及び農家人口の減少が予想されます。限られた人材の起用では、農業における組織団体役員との複合的任務の立場の者も増えることが予想されますが、改正法により委員候補者の推薦や公募、認定農業者は委員の過半数としていることから農業者以外の委員の起用もありと考えられますが、町長はどのような考えをお持ちかお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、今回こういった形になりまして、本当の意図というのは何で町長が推薦をしなければならないのか、今まで選挙だったのがなくなったということも、私も正直言って法律ができたから当然守らなければならないと、疑問には思っております。

ただ、今まで以上に、今までは農業委員会の仕事はこういう仕事を行うのですよというけれども、今度は行うことができるのだけれども、行うという言葉を使っておりますので、相当農業委員会に対する業務内容も厳しくなるというか権限を持たす形になっております。そういった面では、農業委員会会長を中心に、本町の農業のあり方についてまた十分検討をしながら、また農家の方の土地の移動等々につきましても、十分判断ができるのではないかとこのように思っております。

また、法人化の方々も農業をできるように緩和されてきておりますので、その点に

についても、やはりしっかりと農業を守っていただくことが大切かなというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 前向きなご意見を賜りました。

私の個人的な考えですけれども、農業者の若者世代から、ある程度キャリアの有する人材を何人か農業委員として起用する考えがあるかないか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この問題につきましては、私は、そういった登用することは十分考えております。登用する場合については、それぞれ農業委員会の現職の方、さらには農業団体、共済団体と十分協議しながら推薦をしたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 農業委員会は行政委員会としては唯一委員の選定が公選制でありました。それが市町村長の任命制に改正されたことにより、農地関連の行政問題の意思が薄弱化しないか、とりわけ現在の農業委員は地元の推薦により公職選挙法にて選出をされていますので、地元の案件についてはとりわけ調整能力が高いものがあると思います。しかしながら、新農業委員会法における任命制のくくりにおいて、これまでのような町政任務が果たせるのか。特に、地元においての案件では、地元の合意を取りつけることが重要な責務なのですが、それが難しくなることはないのか、これまでの経験を踏まえ、先ほどもちょっと農業委員会の会長の説明の中にもありましたけれども、このことについて再度農業委員会会長にお聞きいたします。

●藤田議長 竹下会長農業委員会会長。

●竹下農業委員会会長 今、小笠原議員言われるように、全く私どももその点を危惧しているところであります。当初、昨年6月に閣議決定された農協農業委員会法であります。中身を見て愕然としたわけでありまして、これについて1年間かけて相当抵抗してまいりましたけれども、力及ばず残念ながら先ほど申し上げたような結果になったわけでありまして。これから先は町側と十分協議をした上で、これらに対応していきたいというふうに思っておりますし、また、推薦の過程の中でやはり地域の方々から承諾を得た方を選ぶように、町長にはぜひお願いをしたいなど。それによって、今行われていることが今後も結びついていくのであろうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま農業委員会の会長から説明をいただきました。この質問に関して私の取り越し苦労であったら別に問題はないですけれども、とにかく転用、移動を含む農地の利用については大げさかもしれませんけれども、国家の食料安全保障や環境の維持、景観保持等にも大きく影響することなので、公共性の高い視点を持って任務に励まれるよう法改正移行も農業委員には期待いたします。

それから、農業委員関連でもう1点質問させていただきます。

農業委員は公選制で選任されたにもかかわらず、低報酬だと聞いておりますが、規制改革会議農業ワーキンググループにおける農業改革に関する意見の中では、委員には、その任務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うという意見がありました。この意見が生かされ改正法のもとでは報酬のアップがあるのかなのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 農業委員の人選、まだそして業務については先ほど会長が言われたとおり、現在の農業委員何の心配しておりませんし、また、私が暴走して好きな方だけ選ぶのだとしても、そこは議会でチェックしていただける組織になっておりますので、問題ありません。今、お尋ねの報酬ですけれども、私も今の農業委員さんの活動に伴う報酬は決して高いと思いません。非常に農地の関係で業務に当たる日数が多くなってきております。今後、多分どうなるかわかりませんが、農業委員の報酬等については各町村ともある程度均衡をとって決められているというふうになっております。

今後は、こういった法律改正ともに業務の内容も責任が重くなりますから、当然報酬の分でも見直しをされる可能性があるのではないかというふうに思っております。各町村の情報を的確に把握しながら、できることならば、もし上げるようなことになれば十分前向きで検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 それを聞いて安心いたしました。

次の質問をさせていただきます。

次に、先ほど農業委員会の会長からも冒頭のご説明の中にもありましたけれども、改正農業委員法において、農地利用最適化推進委員を新設するとあるが、いかなる内容で我が町においてはどのように任命するのか農業委員会にお聞きいたします。

●藤田議長 竹下農業委員会会長。

●竹下農業委員会会長 これは法令で決められていることでもございます。現在まで決まっている内容を局長から説明させたいと思います。



●藤田議長 高倉農業委員会事務局長。

●高倉農業委員会事務局長 農地利用最適化推進委員の関係でございますけれども、改正された農業委員会法では、農地利用の最適化の推進を強化していくことが農業委員会の重要な役割ということで位置づけられてございます。

本町の場合は、買い手がつかない農地であったり、あるいは借り手のない農地というものがございませんので、農地の利用最適化についてはその責任が果たしているのかなというふうに認識をしてございます。

また、最適化推進委員を置く場合の基準ですけれども、置かないことができる基準がございまして、その一つには、町内の遊休農地が町全体の農地の100分の1以下であること、二つ目が、認定農業者などの担い手に対し、農地の集積率が70パーセント以上集積されている。これらの二つの条件を満たした場合は、推進委員を委嘱しないことができることに法例では定められてございます。

また、委嘱をしないことができる市町村にあっては、本年10月30日の官報で国のほうでその市町村名も掲載されてございまして、十勝管内は1市18箇町村全て、この町村の指定になってございます。置かないことができるわけでございますけれども、これらのことにつきましては、今後、農業委員会の組織の内部で十分協議をしながら、どのような形になるのかを検討していくことになるかと思えます。

私のほうは、以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 本町の農業委員会にとって、話の内容からすると、設置しなくてもいいのではないかとというご説明であったかと思うのですけれども、仮に、北海道では、この推進委員さんについてはそれほど必要とする事態があるのかないのかについてはまだ未知数でございますけれども、仮に、この農地利用最適化推進委員さんが必要だとして、この人は具体的にどういった内容のお仕事をされるのか、農業委員会にお聞きいたします。

●藤田議長 竹下農業委員会会長。

●竹下農業委員会会長 今、局長のほうから内容については説明をさせていただきました。今後の取り組みについて、この最適化推進委員については、農業委員会でその必要があるかないかを決定するということに決まっておりますので、これについては今後十分に協議をしたいというふうに思っております。

ただ、最適化推進委員を置いた場合ですけれども、内容としては、今、農業委員をやっている方、いわゆる地域推薦の中の公選の方がやっている内容とほぼ同じようなことをやるということになるろうと思えます。よって、これは参考までですけれども、十勝農業委員会連合会として、それぞれ会長で協議した中では、十勝管内では比較的

それを取り入れるところはないだろうと。むしろ農業委員の地区から出てもらう方を充実したほうが、今後スムーズに行くのではないかというようなことにもなってございまして、これらについて、いわゆる平成29年までの話でございますから、来年か再来年のうちには、農業委員会として十分に協議した上で結論を出したいというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 各市町村の農業委員会においては、委員の改選期も近いところもあるようですから、他町村の対応も参考にしながら、我が町も改選期に向けて準備をしていただき、ひとつ不都合のないようにしていただきたいと思います。

次に、改正農地法について質問をいたします。

改正農地法において、農地を所有できる法人の名称を農業生産法人から農地所有適格化法人に改め、要件が緩和されたことに伴い農業者以外の方の農業への窓口がさらに開かれ参入が容易になったと思われませんが、このことに対し町長はどのように考えているかお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 なかなか難しい問題で、今日専門分野の会長さんもいらっしゃるから、会長さんのほうで的確にお答えしていただければよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうかね。

正直言って、私どもの業務につきましては、教育委員会、農業委員会はその専門分野で、できるだけ町長は口を挟まないようにしない内容にはなっておりますけれども、ただ、今言われるように、この内容から見て、今、現在、本町の農業生産法人については、それぞれ最近は個人経営から移行されて、他法人10法人が活動はしておりますけれども、何て言いましょうか、本町の農業については的確に処理されているし別に全く問題ない。仮に、この法律ができたにしても、全く私は農業委員会の業務というのは変わらないと思います。先ほど言いましたとおり、もう一つ委員会を設置することができると思いますけれども、特に、私の町ではそういうのは似合わないというか、私個人ではそういうものは要らない、農業委員会にきちっとお願いすれば事が済むのではないかと。

農地についても、今、農地移動についても非常に農家の方がまだまだ面積をふやしたい方がいらっしゃると聞いておりますし、そういった意味では、今の状況で何ら問題はないというふうに思っております。回答になりませんが、その程度で終わらせていただきます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長からも答弁いただきましたけれども、農業委員会の会長さん

からも何か答弁をいただければよろしいかと思えます。

●藤田議長 竹下農業委員会会長。

●竹下農業委員会会長 今、町長さんが言われたとおりであります。ただ、今後として、改正法の中で、いわゆるこのような生産法人から農地所有適格化法人のいろいろな規定ができたということは、今後そういった法人ができてくる可能性があると思えます。

ただし、それにはその要件が整わないとできませんし、整ったものについては否定もできないというようなことになろうと思えます。ただ、我が町にとりましては、今後そういった点についても、希望する関係者に対しては十分な指導をした中で取り進めていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 現在の農地法では、農地を所有できる法人は農業生産法人として、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式の譲渡制限をした非公開の株式会社などが認められており、一定の条件をクリアすれば農地を取得できるようになっております。しかしながら、農業に関連した個人、法人のみが土地を取得し、しかも勝手に売買できないとなっていて、他産業からの参入はかなりハードルの高い規制となっております。

それが、農地法の一部改正により農地を所有できる法人の要件が緩和されたため、国内のアグリビジネス関連会社、外国法人であっても許容範囲の中で農業に参入できる仕組みになったというから驚きです。我が町豊頃町は農地として活用できる畑が約9,500ヘクタールありますが、将来、現在営農されている農家の方が面積を保守できるかどうかは未知数であります。農地所有適格化法人として大手のアグリビジネス関連会社が我が町に参入してきた場合と将来的な可能性について、ビジョン的なものでよろしいですから、町長の考えをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 法律の改正によって言葉が、農業生産法人の名称が農地所有適格化法人という分かりやすい内容に改められたもので、内容などは余り変わってないかなというふうに思っております。ただ、今、そういった本町の農地に企業的な方が入ってきて、農業を営むこともあろうかと思えますが、これはあくまでも行政サイドよりも、どちらかと言ったら農業委員会の判断に基づいて、ある程度農地の移動を許可しておりますので、もし、そういうものが来た場合については、農業委員会と十分協議しながら町長が先行しないためにも、それぞれのご意見をいただいて決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 私は将来においても、豊頃町は農業、水産業がベースの1次産業振興の町と考えております。今回の農業委員会農地法の改正により、特に農業をビッグビジネスととらえ、田舎に職種を伸ばしてくる企業においては期待感もありますが、その反面、利益追求、もうからないからやめるリスクも企業法人にはつきものです。一度農地が農地以外の目的で利用され始めると、再びその地での農業は困難を極めます。今後の農業委員の改選においては、町長が議会の同意を得て任命する制度ですので、私ども議員が責任があります。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

### ◎ 意見書案第9号

●藤田議長 日程第4 意見書案第9号TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 意見書案第9号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸、賛成者、豊頃議会議員坂口尚示、同上菅谷誠、同上岩井明、同上小笠原茂人。

TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書。

TPP交渉は、10月5日に米国アトランタの閣僚会議において、大筋合意に至ったと発表された。政府の「合意」内容によると、農林水産物は全体の8割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でん粉の重要5品目についても3割が関税撤廃となっている。しかも、関税が残った重要品目も無税又は低関税の特別輸入枠が設定されるなど、我が国において、かつて経験したことのない高い水準の農畜産物市場の開放がなされる結果となっている。

農林水産業が基幹作業である我が豊頃町においては、TPP合意の結果に対し、農業者をはじめ多くの人々は「不信・憤り・不安」を抱え、失望感が漂っている。

さらに、国会決議との整合性が問われる高い水準の市場開放によって、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望を持って営農を継続できるかどうか不安が増大しており、家族農業を中心とした我が豊頃町の農村社会及び地域経済へのさらなる疲弊を招きかねない。

これでは、「地方創生」「1億総活躍社会」どころか、「地方崩壊」「弱者切り捨

て社会」の道をたどることになり、本当に国益を守り、国会決議を順守したと言えるのか、疑義を抱かざるを得ない。

T P Pは、関税など物品市場アクセスだけではなく、食の安全・安心や投資、サービス貿易、金融サービス、政府調達、知的財産などの分野にまたがる広範な経済連携協定であるにもかかわらず、政府は守秘義務を盾に、情報の開示や国民的議論が一切されぬまま、「合意＝批准」が既成事実かのように国内対策の議論を進めている。

しかしながら、徐々に明らかにされつつある「合意」内容を見ると、我が国の食料安全保障の観点を含め国会決議との整合性が問われる農産物関税の扱い、さらには衛生植物検疫措置や医療制度、I S D S条項など、国民の暮らしに係る懸念事項に関しても、懸念は完全に解消されていない。

よって、政府においては、国会における承認手続きに入る前に交渉過程を含めた徹底した情報公開を行い、T P P「合意」内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすこと。また、国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について徹底した検証を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、T P P担当大臣、農林水産大臣。

以上であります。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 選挙第7号

●藤田議長 日程第5 選挙第7号豊頃町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員には、小野木英毅氏、半谷徳辰氏、津久井精一氏、川村和也氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を豊頃町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました小野木英毅氏、半谷徳辰氏、津久井精一氏、川村和也、以上の方が豊頃町選挙管理委員に当選されました。

暫時休憩します。

午前12時01分 休憩

午前12時02分 再開

●藤田議長 再開します。

### ◎ 選挙第8号

●藤田議長 日程第6 選挙第8号豊頃町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員補充委員については、鈴木茂氏、中村哲蔵氏、前田マリ子氏、前田精一氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を豊頃町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した鈴木茂氏、中村哲蔵氏、前田マリ子氏、前田精一氏、以上の方が豊頃町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名したとおり第1順位に鈴木茂氏、第2順位に中村哲蔵氏、第3順位に前田マリ子氏、第4順位に前田精一氏、以上のとおりの順序に決定しました。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前12時05分 休憩

午前12時06分 再開

●藤田議長 再開します。

#### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

### ◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

### ◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成27年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時07分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員